



鳥取県公報

平成18年 5月17日(水)
号外第91号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 人委規則 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則(35)(給与課)..... 1
- ◇ 人委告示 選考により採用又は昇任させる職(1)(任用課)..... 4

人 事 委 員 会 規 則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 5月17日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第35号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第1条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(特定の降任の場合の職務の級の特例) 第8条の6 略 2 前項の規定の適用については、降任の理由が、同項第1号又は第2号の規定に該当する場合は、心身の故障が公務上の負傷若しくは疾病(外国派遣職員	(特定の降任の場合の職務の級の特例) 第8条の6 略 2 前項の規定の適用については、降任の理由が、同項第1号又は第2号の規定に該当する場合は、心身の故障が公務上の負傷若しくは疾病(外国派遣職員

に係る派遣先の機関、公益法人等派遣職員に係る公益法人等派遣条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体又は退職派遣者の在職する公益法人等派遣条例第10条に規定する特定法人における業務に係る業務上の負傷又は疾病を含む。以下同じ。)又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤(公益法人等派遣職員及び退職派遣者にあつては、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項及び第3項に規定する通勤(当該派遣先団体又は特定法人において就いていた業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。))をいう。以下同じ。)による負傷若しくは疾病によるものである場合を除き、任命権者が医師の診断等に基づき降任の理由が消滅したものと認めた日から、前項第3号の規定に該当する場合は降任された日から、同項第4号の規定に該当する場合は復職の日からそれぞれ2年を超えてはならない。

3 略

に係る派遣先の機関、公益法人等派遣職員に係る公益法人等派遣条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体又は退職派遣者の在職する公益法人等派遣条例第10条に規定する特定法人における業務に係る業務上の負傷又は疾病を含む。以下同じ。)又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤(公益法人等派遣職員及び退職派遣者にあつては、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項及び第3項に規定する通勤)をいう。以下同じ。)による負傷若しくは疾病によるものである場合を除き、任命権者が医師の診断等に基づき降任の理由が消滅したものと認めた日から、同項第3号の規定に該当する場合は降任された日から、同項第4号の規定に該当する場合は復職の日からそれぞれ2年を超えてはならない。

3 略

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
(病気休暇)		(病気休暇)	
第15条 条例第15条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。		第15条 条例第15条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。	
1 公務による負傷若しくは疾病(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年鳥取県条例第3号)第2条第1項の規定により派遣された職員に係る派遣先の機関、公益法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣された職員(以下「公益法人等	医師の証明等に基づき、最少限度必要と認める期間	1 公務による負傷若しくは疾病(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年鳥取県条例第3号)第2条第1項の規定により派遣された職員に係る派遣先の機関、公益法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣された職員(以下「公益法人等	医師の証明等に基づき、最少限度必要と認める期間

派遣職員」という。)に係る同条第3項第1号に規定する派遣先団体又は退職派遣者に係る特定法人における業務に係る業務上の負傷又は疾病を含む。)又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤(公益法人等派遣職員及び退職派遣者にあつては、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項及び第3項に規定する通勤(当該派遣先団体又は特定法人において就いていた業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。))をいう。以下同じ。)による負傷若しくは疾病の場合

略

派遣職員」という。)に係る同条第3項第1号に規定する派遣先団体又は退職派遣者に係る特定法人における業務に係る業務上の負傷又は疾病を含む。)又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤(公益法人等派遣職員及び退職派遣者にあつては、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項及び第3項に規定する通勤)をいう。以下同じ。)による負傷若しくは疾病の場合

略

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第3条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
(病気休暇)		(病気休暇)	
第14条 条例第13条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。		第14条 条例第13条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。	
1 公務による負傷若しくは疾病(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年鳥取県条例第3号)第2条第1項の規定により派遣された職員(以下「外国派遣職員」という。)に係る派遣先の機関、公益法人等派遣	医師の証明等に基づき、最少限度必要と認める期間	1 公務による負傷若しくは疾病(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年鳥取県条例第3号)第2条第1項の規定により派遣された職員(以下「外国派遣職員」という。)に係る派遣先の機関、公益法人等派遣	医師の証明等に基づき、最少限度必要と認める期間

条例第2条第1項の規定により派遣された職員（以下「公益法人等派遣職員」という。）に係る同条第3項第1号に規定する派遣先団体又は退職派遣者に係る特定法人における業務に係る業務上の負傷又は疾病を含む。）又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤（公益法人等派遣職員及び退職派遣者にあつては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤（当該派遣先団体又は特定法人において就いていた業務に係る就業の場を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。）をいう。以下同じ。）による負傷若しくは疾病の場合

略

条例第2条第1項の規定により派遣された職員（以下「公益法人等派遣職員」という。）に係る同条第3項第1号に規定する派遣先団体又は退職派遣者に係る特定法人における業務に係る業務上の負傷又は疾病を含む。）又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤（公益法人等派遣職員及び退職派遣者にあつては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤）をいう。以下同じ。）による負傷若しくは疾病の場合

略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人 事 委 員 会 告 示

鳥取県人事委員会告示第1号

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号。以下「規則」という。）第19条第2項及び第20条第2項に規定する人事委員会が定める職を次のように定める。

平成14年鳥取県人事委員会告示第2号（選考により採用又は昇任させる職について）は、平成18年5月16日限り廃止する。

平成18年5月17日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

1 規則第19条第2項に規定する人事委員会が定める職

(1) 常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの

心理療法士の職、心理判定員の職、児童自立支援専門員の職、児童生活支援員の職、児童指導員の職、歯科衛生士の職、臨床検査技師の職、診療放射線技師の職、理学療法士の職、助産師の職、職業訓練指導員の職、計量士の職、船舶乗組員の職、学芸員の職、速記者の職、機械技術の職、電子工学技術の職、生物工学技術の職、講師の職、有機化学技術の職、言語聴覚士の職、プログラマの職、社会教育主事の職務に準ずる職務に従事する職員の職、介助職員の職、作業療法士の職、学芸員の職務に準ずる職務に従事する職員の職、医療ソーシャルワーカーの職及び物質工学技術の職

(2) 競争試験によりがたい場合に、個別に人事委員会の承認を要するもの

保育士の職、薬剤師の職、栄養士の職、保健師の職、司書の職、獣医師の職、国際事務の職及び文化財主事の職

(3) 単純な労務に従事する職員の職

2 規則第20条第2項に規定する人事委員会が定める職

(1) 1(3)に掲げる職

(2) 警察官昇任特別選考基準に適合する職員の職

